

武庫川河川整備地域懇談会設置要綱（案）

（設置）

第1条 武庫川水系河川整備計画に基づく武庫川下流部の護岸構造等の河道整備計画を作成するため、自然環境も含めた河川敷利用のあり方等について、学識経験者や地域住民等から意見を聴く「武庫川河川整備地域懇談会（以下「懇談会」という。）」を置く。

（所掌事務）

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 下流部築堤区間の河道整備計画等に関する事。
- (2) 施工中及び施工後の河川敷利用のあり方等に関する事。

（組織）

第3条 懇談会は、別紙に掲げる委員をもって組織する。

（委員長）

第4条 懇談会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇談会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（委員の責務等）

第6条 委員は、自らの知識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べなければならない。

- 2 委員には、県行政に対する特別な地位が与えられるものではない。
- 3 委員は、その地位を政治目的、営利目的又は宗教的目的に利用してはならない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

（謝金）

第7条 委員及び第5条第3項に規定する委員長が必要と認めた者（以下「委員等」という。）が会議その他の懇談会の職務に従事したときは、別に定めるところによ

り、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員等が懇談会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

(事務局)

第9条 懇談会の事務局は、阪神南県民局西宮土木事務所武庫川対策室とし、懇談会の運営に関する庶務を行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年 月 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、阪神南県民局長が招集する。

(別紙)

敬称略・順不同

区分	氏名	所属等
学識 経験者	大石 哲	神戸大学教授
	浅見 佳世	(株)里と水辺研究所取締役、兵庫県立大学客員准教授
地域 住民等	千坂 長	武庫川の自然を守る会代表
	三宅 隆三	西宮自然保護協会会長
	福井 隆夫	尼崎市スポーツ振興審議会委員
	坂東 鐵二	西宮市スポーツ振興審議会会長
	藤原 軍次	尼崎市社会福祉協議会大庄支部支部長
	室屋 俊一	西宮市鳴尾東コミュニティ協議会会長